

# 自転車用ヘルメットの着用推進事業について

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。自転車事故の被害を軽減させる自転車用ヘルメットの着用を促進するため、ヘルメットの購入を補助するとともに、65歳以上の高齢の方には無料で交付します。

## ■自転車用ヘルメットの購入を補助します。

### 補助対象者

- ・村内に住所を有する方
  - ・他に村等からヘルメットの交付を受けていない方
- ※交付を受けている場合でも、3年を経過していれば補助の対象となります。

### 補助対象となるヘルメット

S Gマークなど、安全性の認証を受けた新品の自転車乗車用ヘルメット

### 補助額

- ・ヘルメット1個につき、購入費用の3分の2の額（上限4,000円）
- ※補助金の額が2,000円未満の場合は、2,000円を補助金の額とします。  
また、購入価格が2,000円未満の場合は、その購入価格を補助金の額とします。  
※100円未満の端数は切捨てとなります。
- ・補助対象者1人につき1個まで
- ※3年を経過したときは、再度交付を受けられます。

### 申込方法

- ヘルメットの購入後1年以内に、次の書類を添えて役場総務課へ申請してください。
- ・領収書やレシートなどの写し
  - ・安全基準を確認できる保証書やパッケージなどの写し

## ■高齢の方（65歳以上）に自転車用ヘルメットを無料交付します。

### 対象となる方

- ・村内に住所を有する65歳以上の方
  - ・他に村等からヘルメットの交付や補助を受けていない方
- ※交付や補助を受けた場合でも、3年を経過していれば無料交付の対象となります。

### 交付するヘルメット

- ・安全性の認証（S Gマーク）を受けた次の自転車用ヘルメット  
DICヘルメット TS06- II（夜間反射型）、白色
  - ・1人につき1個まで
- ※3年を経過したときは、再度無料交付を受けられます。

### 申込方法

ヘルメットの交付を希望される方は、役場総務課へ申請してください。



## ■申込み・問合せ先

申込の際には、所定の申請書が必要となりますのでお申し出ください。

※鶴居村ホームページにも掲載しています。<https://www.vill.tsurui.lg.jp/>

〒085-1203 鶴居村鶴居西1丁目1番地

鶴居村役場 総務課 総務係 電話：64-2111